|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程  **運営規程（例）** | 作成に当たっての留意事項 |
| 児童福祉法に基づく○○○運営規程（障害児相談支援事業） | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。 |
| （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業（以下「指定障害児相談支援」）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。 | 「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。 |
| （運営の方針）  第２条　事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。  ２　指定障害児相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害児通所支援事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。  ３　指定障害児相談支援事業の実施に当たっては、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。  ４　前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 |  |
| （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　〇〇〇  （２）所在地　大分県宇佐市・・・・ | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。 |
| （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名  管理者は、従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害児相談支援事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　○名  相談支援専門員は、障害児等の日常生活全般に関する相談業務、及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。  （３）相談員　○名以上  相談員は、…を行う。  （４）事務職員　○名以上  必要な事務を行う。 | ※相談員、事務職員がいる場合は、記載してください。  ※「・・・」⇒実際に行う業務の内容を記載する。 |
| （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。  　　　ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  （５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。 | 「営業日」「営業時間」は、障害児からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、障害児に対する指定サービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。  （５）については、記載をしなくても可 |
| （指定障害児相談支援の提供方法及び内容）  第６条　事業所で行う指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。  （１）日常生活全般に関する相談  　　　　障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。  （２）アセスメントの実施  　　（ア）適切な方法により、障害児の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとする。  　　　（イ）障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。  （３）障害児支援利用計画案の作成  　 （ア）アセスメントに基づき、地域における障害児通所支援事業者　　　及び指定施設支援（以下「障害児通所サービス等」）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障害児等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間等を記載するものとする。  　 （イ）障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、  法第21条の5の3及び第21条の5の4に規定する障害児通所  給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、障害児支援利  用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書によ  り障害児等の同意を得るものとする。  　 （ウ）障害児支援利用計画案を作成した際には、障害児支援利用計画案を障害児等に交付するものとする。  （４）サービス担当者会議の開催  　　　　障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。  （５）障害児支援利用計画の作成  （ア）支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえ障害児支援利用計画案の変更を行い、障害児通所サービス等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた障害児通所サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。  （イ）（ア）に規定するサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により障害児等の同意を得るものとする。  　 （ウ）障害児支援利用計画書を作成した際には、障害児支援利用計画書を障害児等及び担当者に交付するものとする。  （６）継続的なモニタリングの実施  　　（ア）障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接し、その結果を記録するものとする。  　　（イ）モニタリングの結果、必要に応じて障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  （７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （１）から（６）に附帯するその他必要な相談支援、助言等。 |  |
| （通常の事業の実施地域）  第７条　通常の事業の実施地域は、宇佐市の全域とする。 | 通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。 |
| （指定障害児相談支援を提供する主たる対象者）  第８条　事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  　（１）障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む）及び難病等対象者） | ※主たる対象者を特定しない場合は、記載しなくてもよい。 |
| （障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額）  第９条　法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。  ２　障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。  ３　通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を障害児相談支援対象保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円  ４　第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付するものとする。  ５　第2項及び第3項の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得るものとする。 |  |
| （障害児相談支援給付費の額に係る通知等）  第１０条　事業者は、法定代理受領により市町村から障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知するものとする。  ２　事業者は、第9条第1項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付するものとする。 |  |
| （利用者負担額に係る管理）  第１１条　事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。  ２　前項の場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。 |  |
| （虐待防止に関する事項）  第１２条　事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）すべての従業者に対する障害児の人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知 |  |
| （地域生活支援拠点等の機能）  第１３条　事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の３に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。  （１）相談　緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能  （２）地域の体制づくり　地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 | ※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、市の地域生活支援拠点として位置づけられた事業所の場合記載する。 |
| （苦情解決）  第１４条　事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。  ６　事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 |  |
| （事故発生時の対応）  第１５条　事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。  ３　事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。 |  |
| （業務継続計画の策定等）  第１６条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （衛生管理等）  第１７条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （個人情報の保護）  第１８条　事業者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　従業者及び管理者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。  ３　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は他の障害児相談支援事業者や指定障害児通所支援事業者、その他の関係機関に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得るものとする。 |  |
| （その他運営に関する重要事項）  第１９条　事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 |  |
| 附　則  この規程は、令和○○年○月１日から施行する。 | 運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |